

チーム活動の実施について

平成25年9月13日
男女共同参画推進連携会議議長決定

1. 趣旨

男女共同参画推進の個別重要課題について、男女共同参画推進連携会議議員が参画し、具体的、実践的な取組を行うため、チームによる活動を実施する。

活動テーマは、企画委員会が提案し、男女共同参画推進連携会議において決定する。

2. チームメンバー

チームメンバーは、男女共同参画推進連携会議の有識者議員（企画委員）及び団体からの推薦を受けた議員により構成する。有識者議員はいずれかのチーム活動に参加し、また、団体からの推薦を受けた議員は任意で活動に参加することができ、複数のチーム活動に参加することを妨げない。

3. チームの運営

(1) チームに、チームメンバーの互選により、有識者議員から選出するコーディネーターを置く。

(2) コーディネーターは、会合の議事進行を総括する。

(3) チームには、コーディネーターの指名により副コーディネーターを置くことができる。 副コーディネーターは、コーディネーターが議事進行を行えない場合は、これを代行する

(4) チームの会合は、団体からの推薦を受けた議員については、代理出席を認める。

(5) チームは、必要に応じ、会合にチームメンバー以外の出席を求め、または協力を求めることができる。

4. その他

(1) チームは会合の配布資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表するものとする。

(2) チーム活動の庶務は、内閣府男女共同参画局において処理する。